

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第2回津市地域自立支援協議会
2 開催日時	令和4年2月25日（金） 午後1時30分から午後2時45分まで
3 開催方法	オンライン（ZOOM）と会場参加によるハイブリット開催
4 開催場所	津センターパレス2階 津市中央公民館情報研修室
5 出席した者の氏名	<p>（津市地域自立支援協議会委員） 浅沼千恵、伊藤稔、金児卓、川村浩樹、小柴正信、後藤勇介、 高鶴かほる、千草篤磨、塚本順久、藤川保代、増田登志子、 又市婦美子、水谷多真子、村上美智代、村田達也、本弘路可、 横山美香</p> <p>（事務局） 健康福祉部長 國分靖久 健康福祉部次長 坂倉誠 障がい福祉課長 樋口哲也 障がい福祉課障がい福祉担当主幹 川北学 津市基幹障がい者相談支援センター 三栗陽子</p>
6 内容	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域生活支援拠点等の整備について 2 令和3年度各ワーキンググループの報告等について 3 その他
7 公開又は非公開	公開
8 傍聴者の数	0人
9 担当	健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉担当 電話番号 （059）229-3157 E-mail 229-3157@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

事務局

本日はお忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。障がい福祉課長の樋口でございます。よろしくお願いいたします。定刻になりましたので、令和3年度第2回津市地域自立支援協議会を開催いたします。

平素は障がい福祉行政に格別のご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。また、本日の協議につきましては新型コロナウイルスまん延防止重点措置期間中でもありますので、マスクの着用、手指の消毒、常時喚起、密集の回避の徹底と併せ、本年度、第1回目の協議会同様、感染拡大防止の観点から、ZOOMと会場でのハイブリット開催とさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

本会議につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づきまして公開とし、一般市民の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては議事録を作成の上、発言者の氏名を含めて津市のホームページで公開をさせていただくこととなりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

本日は、都合により丸山委員、金児美和子委員がご欠席となりますことから、出席委員は委員19名中17名で、うちZOOMでのご出席が13名、会場でのご出席が4名となります。津市自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数の出席を得られておりますことから、この会議の成立をご報告いたします。

会議を始める前に、資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元に事項書と「津市地域生活支援拠点等の整備について」の資料、「津市基幹障がい者相談支援センター研修等活動報告」の資料はございますでしょうか。

それでは、津市地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により、千草会長に今日の議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

千草会長

大変コロナウイルスの蔓延って言うのはなかなか収まらない状況で、それぞれの委員さん、職場、地域で大変ご苦労されていることかと思っております。今もありましたけれども、今年の第2回目も、第1回目と同様にリモート会議ということで、ちょっと寂しいのは寂しいですけれど、なんかりモート会議が当たり前のような、そんな状況になってきております。

協議会の中でご意見、ご質問等たくさん出させていただきたいと思っておりますけれども、リモート会議で人によってはこういうリモートの方が喋りやすいという人もおりますしね、やはりみんなの方が喋りやすいという人もいろいろあるようですけれども、一つリモートでの発言苦手な方も沢山ご意見を頂ければなと思っております。

本日の協議事項は、一つ目が地域生活支援拠点等の整備について。二つ目が令和3年度各ワーキンググループの報告等についてと、その他ということになっております。

それでは早速事項書に沿って進めていただきたいと思いますので、まず1番目の地域生活支援拠点等の整備について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局

障がい福祉課の川北の方から説明させていただきます。

カラー刷りの資料について、運用開始予定が令和4年8月となっております。以前から、なかなか前に進んでいなかった拠点の整備を具体化していくということで、こういった形でお示しさせていただきます。

下段の方に、緊急時の相談及び緊急時の受入れ・対応について整備するというので、令和4年8月というように書かせていただいております。

1ページを見ていただいて、ここは地域生活支援拠点のおさらいになります。障がい者の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、居住支援のための機能を整えた生活を地域全体で支える体制、これが地域生活支援拠点ということです。

1番の相談と2番の緊急時の対応について今回は重点的にお話させていただきますが、3番の体験の機会・場、4番の専門的人材の確保・養成、5番の地域の体制づくり、これについては、必ず全てを同時にスタートしなければいけないというわけではなく、地域の実情に応じた創意工夫で整備を進める方向で考えております。他市の状況を見てみますと、緊急時の対応が重点的に考えられ、1番の相談と2番の緊急時の対応の整備をもって拠点設置としているのが現状の様子です。他市に確認したところそのような感じでした。

地域生活支援拠点の整備については、平成27年から始まっていて、国からも整備に取り掛かるようにとのことでしたが、なかなか各市、町で整備が進んでいないところもあって、延期が続き、令和3年3月の国の計画の中では、令和5年末までには整備するようにと示されています。

次に2ページを見ていただくと、これが国の示す整備のイメージです。以前からお伝えしているように、津市としては面的な整備を進めていくこととし、1番の相談、2番の緊急時の対応、その後に体験の機会・場、最終的には地域の体制づくりを進めることを示させていただきます。ここまでが今までのおさらいとなります。

3ページから具体的な流れになります。1番の緊急時の相談、2番の緊急時の受入れ・対応を面的に整備することをイメージしたものです。イメージ図の自宅障がい児・者とは事前に登録をされた方を意味しておりますが、登録された方が基本的に直接コーディネーター事業所に連絡してもらうのも可能です。相談支援事業所については、福祉サービスを利用されている方は相談支援事業所と契約されておられるので、そういう方は相談支援事業所に相談がまず入る可能性があります。

障がい福祉サービスを利用されていない方は、障がい福祉課や津市基幹障がい者相談支援センターに相談が入ることとなりますが、日中に連絡が入っても、結果的には受入先として、その一晩、二晩のショートができる施設がなかなか見つからないという場合も考えられます。日中の中でショートステイ先が決まればいいのですが、施設が閉まる時間帯になっても決まらないという場合は、コーディネーター事業所に協力してもらい、その下にある3障

障がいのショート施設へつなげるといったものです。障がい別の施設については、以前の協議会でハード面、ソフト面を考えて分けた方がいいのではないかというご意見を頂いたものであり、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のショートステイのお願いをするのと、障がい児については、児童相談所が最初に関わることとなりますので、ダイレクトに相談が入ってくるというのはあまり考えにくく、この支援の対象となるのは稀ではあると考えられますが、障がい児の対応についてもイメージ内には記しております。

その次に4ページにつきまして、これは地域生活支援事業について段階的に整備を進めていくということを示させていただいております。令和4年度は緊急時の相談対応、緊急時の受入れを令和4年8月に整備、令和5年度中に体験の機会・場の提供、令和5年以降に専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりとしております。その次に、緊急時の相談と受入れ・対応については、事業所に協力してもらう形になるので、事業所選定について示しました。ここに書かれている津市地域生活支援拠点等・基幹型相談支援センター整備検討委員会（以下「整備検討委員会」という。）とは、協議会の中に設置され、具体的な意見を交換する場として活用されるものです。次に令和4年度中に事業運営開始に向けた整備についてありますが、コーディネーター業務については、相談に関わることですので津市基幹障がい者相談支援センターや相談支援事業所を考えております。参考として相談支援事業所は31事業所あります。緊急時の受入れについては、ショートステイ事業所となります。ショートステイの可能な事業所については、入所型施設が12施設、グループホームでショートステイを受けている施設が3施設となります。

5ページをご覧ください。ここからが今回のポイントとなります。先ほどご説明させていただいた自立支援協議会の中に設置された整備検討委員会での具体的な意見となります。令和3年11月12日に会議を開催し協議した結果となります。緊急時の受入れとしてのショートステイ業務について、入所型施設とグループホームが通常のショートステイを受けていますが、障がいの程度にかかわらず受入れていただける施設として、受入可能な施設の規模などを考えていくと、入所型施設を優先的に考えていくのが妥当との結果になりました。ただ精神障がい者に限っては入所型施設というものはないのでグループホームとなります。グループホームの中でも緊急時の対応が可能なグループホームというのがあれば、それで考えていくこととなりました。さらに具体化する中で、障がいの程度にかかわらず受入可能な施設として、身体障がい者については聖マッテヤ心豊苑、知的障がい者については三重県いなば園、精神障がい者については夢の郷の日中サービス支援型グループホームの施設名が挙がりました。日中サービス支援型グループホームについては、地域生活支援拠点の考え方と同じようなところがありまして、設置目的に障がい者の重度化、高齢化への対応があり、緊急的なショートステイも受入れることとなっており、市内では夢の郷のグループホームのみとなります。協議の結果、各施設と相談していつはどうかということとなりました。また、受入施設は増やしていくことも必要との意見から、これも含めて進めていくこととなりました。まずは骨組みを作り、その後肉付けするような形で、同じ思いで協力をし

ていただける事業所があれば、受入施設を増やしていくということとなりました。次にコーディネーター業務についてとなりますが、ショートステイ業務については具体化がありました。コーディネーター業務については具体化ができず、骨組みを作る場合、指示伝達機能が複雑にならないように1か所で取り組んだ方がいいのではないかと意見がありました。コーディネーター業務を依頼する事業所としては、津市基幹障がい者相談支援センターとも相談したのですが、人員不足などから上手くいかないようなところもありまして、受入施設に属する相談支援事業所などが考えられるのではないかといったご意見がありました。

1回目の協議での意見を基に、受入施設を運営する法人へ協力について相談させていただきました。その結果については6ページのとおりとなります。市の方から協力について相談させていただいた内容は、やむを得ない事情がない限り、緊急時、特に夜間や休日について、ショートステイの協力をお願いしました。やむを得ない事情とは、部屋が空いていないということではなく、例えば今でいうとコロナで施設に感染者が出ているとか、そういったような特別な状況でない限りは受入れてもらいたいことと、緊急時の受入れについては障がい福祉サービスの対応をお願いしたい旨を3法人にさせていただきました。聖マッテヤ会、三重県厚生事業団三重県いなば園、夢の郷からは地域貢献として協力していきたいというご返事を頂きました。障がい児の対応についてですが、夢の郷に限っては精神障がい者が対象であるため、障がい児の受入れがありませんので、そのフォローとして三重県いなば園に協力してもらうこともあり得るかもしれません。

その次、7ページをお願いします。今年2月3日に2回目の整備検討委員会を開きました。委員会の委員の方には、聖マッテヤ心豊苑、三重県いなば園、夢の郷から協力していきたいとのご返事があったことを報告させていただきました。三重県いなば園について「すぎのき寮」、「もみのき寮」、「かしのき寮」、「くすのき寮」、「スマイルいなば」の各施設での受入れが可能となります。ここでは3法人を示しておりますが、前回は意見があったように将来に向け、様々なニーズに対応できるような取組として、施設を増やしていくことも考えていかなければいけないことについて話がありました。その次のコーディネーター業務についてですが、受入れ施設へのスムーズな引き継ぎを考えると、受入施設に属している相談支援事業所が妥当ではないのだろうかとの意見がありました。そうすると聖マッテヤ心豊苑については相談支援事業所ひかり、三重県いなば園については相談支援事業所いなば、夢の郷については相談支援事業所アンダンテが施設に属しています。コーディネーターの業務というのは緊急時支援として24時間の対応があり、対象者のご自宅からショートステイ先までどうするのかなどの課題もあります。そのようなことも業務に入れたいと思っていることから、24時間対応可能でかつ人員体制が整っているのも条件とすると、専門的な用語となりますが、人員が多いのは相談支援事業所のなかでも機能強化型Ⅰ、Ⅱとなります。これについて詳しくは次のページでお示ししてありますが、機能強化型Ⅰ、Ⅱでは契約利用者との24時間の連絡体制を整える、常勤かつ専従の相談支援員3名以上配置が設置の要件となっていますので、そういうマンパワーなどが既に整い、対応をされている事業所があ

れば、そういった事業所で検討するのが妥当ではないかとの意見がありました。

8 ページについて、先ほど触れさせていただいた機能強化型についてですが、機能強化型についてはⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳとあります。機能強化型Ⅰについては常勤かつ専従の相談支援専門員が4名以上、Ⅱについては3名以上、Ⅲについては2名以上配置が設置要件となっています。そして機能強化型Ⅰ、Ⅱについては先ほどの話と重複してしまいましたが、事業所と契約して利用者の方に対して24時間の相談対応等をできるように整備しなければならないとなっております。市内において機能強化型Ⅰの事業所が1事業所、Ⅱの事業所が1事業所あります。

次に9ページ。これはコーディネーターの業務内容、大きく分けるとこういった形になるというのをイメージしています。緊急前支援、これは利用登録に関すること。利用者は登録制をとるということで、その登録の整理というか、関係することの業務となります。次が緊急時支援、これが緊急時対応の業務となります。業務は365日24時間対応。ただし、利用登録者が福祉サービスを利用されている方であれば、契約している相談支援事業所の対応が優先となります。対応ができない時には、緊急時対応としてコーディネーター事業所が動くこととなります。例えば、夜間、休日などで契約している相談支援事業所と連絡が取れないケース、既に契約している相談支援事業所が日中対応しているがなかなか受入先が見つからないケースなどが考えられます。支援をコーディネーター事業所に引き継ぐ流れとなります。緊急時の支援はそこで終わりとするのではなく、その次に緊急後支援となります。緊急対応した方が地域生活に戻っていただくため支援会議を実施します。緊急対応となった場合は保護者の急な病気や事故などがあると思うのですが、緊急時対応については基本的には地域の住みたいところに住んでいただくという考えが基本でありますので、ここには概ね24時間以内と書いてありますが、なるべく早い時点で、緊急対応の翌日くらいには地域生活に向けた支援会議を実施したいと思います。支援会議のメンバーについては契約している相談支援事業所があればその事業所、障がい福祉課、津市基幹障がい者相談支援センターと地域生活支援拠点施設担当者などです。地域生活支援拠点施設担当者とはショートステイ担当者です。そのほかに地域での支援に必要なと思われる事業所も含むことも考えられます。いろいろと細かいところはこれから決めなければいけないと思いますが、このような形でコーディネーター業務の内容を考えております。

10ページについて、3ページにも同じようなイメージ図がありましたが、それに具体的に決まった部分、受入施設について、身体障がいについては聖マッセヤ心豊苑、知的障がいについては三重県いなば園、精神障がいについては夢の郷となります。また、緊急支援コーディネーター業務については、人が動いてもらって、いろいろな体制も作っていただかなければならないことから、委託事業という形をお願いしていきたいと考えており、機能強化型ⅠまたはⅡの事業所に絞られると思っております。

参考といたしまして、次のページから3枚ほど市内事業所に関する資料をつけさせていただきます。1枚目が市内のショートステイ施設となります。主なる利用者の障がい

種別として、身体、知的、精神を左の方に色分けをさせていただきました。先ほどもお話しさせていただきましたが、日中サービス支援型グループホームについては津市内で夢の郷の1施設となっております。国の考え方においても日中サービス支援型グループホームを広めていく方向ではありますが、まだ三重県では6施設ほどで、そのなかの一つが夢の郷の1施設であります。グループホームでショートステイがあるのは3施設ほどしかない状況です。2枚目が三重県内の機能強化型Ⅰの相談支援事業所となります。三重県内に8事業所があり、このうち市内では相談支援事業所いなばがあります。3枚目が三重県内の機能強化型Ⅱの相談支援事業所となります。三重県内に5事業所があり、このうち市内では相談支援事業所はるかぜさんがあります。今後、事業所がどのように増えたり減ったりするかは分かりませんが、現状で言うところといった形で人員体制の要件を満たし、支援体制が整っている事業所は市内に2つの事業所しかないということになります。

一気に説明してしまっただけで申し訳ありません。まず骨組みを作って、すでに課題はあり、運用していけばさらにいろいろな課題が出てくると思います。そういったところも整備しながら、協力していただける事業所を増やしていったらどうかというのが整備検討委員会での話合いの結論であります。コーディネーター事業所はまだ決まっていないので、今後も話合いを深めていきます。私からの説明は以上です。

千草会長

はい、ありがとうございました。整備検討委員会がいろいろ進めていただいております、今年8月にこの2つの事業を始める予定だということで説明を頂きました。この自立支援協議会で意見を確認して進めていくということでございますので、委員の方からご質問なり、あるいはご意見なりを頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。どなたかご意見等ございましたら発言していただくか、手を挙げていただくか。

はい、高鶴委員どうぞ。

高鶴委員

はい、昔、県に緊急入所調整委員会というのがありました。緊急的に入所を進めるもので、その時にとりあえず障がい者を預かり、その人にとって地域で生活していくためにはどういったものが必要なのかということについて、まず行政にプランを立てていただくものでした。私自身としては、親が入所になったら凄く嬉しい、気が楽だというふうに言われますけれども、やっぱりそれまで地域で暮らしてみえた方をいきなり入所にしてしまうのはどうかということで、いろいろと発言させていただいたことがありました。グループホームを開設しますとご挨拶を頂けるところがちょこちょこ出てきているんですけど、女性ですか、男性ですかと聞きますと、男性ですというところが多いのです。とりあえずはこのシステムのなかで保護してもらえたとしても、やっぱり地域で暮らしてみえた方に対して地域生活をどのように保障していくかということを考えていくと、今後、もうちょっとそこら辺のサービ

ス整備が必要ではないかなあというふうに思っております。以上です。

千草会長

はい、ありがとうございました。高鶴委員については整備検討委員会を進めていただきありがとうございます。

他の委員さんから何かご意見、あるいはご質問等ございませんでしょうか。ご意見ございましたら手を挙げていただくか、そのまま喋っていただくかということでお願いします。いかがでしょう。

まあ整備検討委員会の委員の方でかなり詰めていただいておりますのでそう意見は出ないのかと思いますが、単純なご質問でも構いませんがどうでしょうか。

増田委員どうぞ。

増田委員

はい、私も整備検討委員会に入らせていただいておりますが、やはり緊急のコーディネーターの件なのですけれど、やはり夜間や休日というところでは基幹障がい者相談支援センターの方でも対応することが難しいですし、機能強化型Ⅰ又はⅡということで、365日24時間体制でやってみるところがコーディネーターをやっていただくというのは、一緒に連携もしていけますし、いまショートステイの緊急時の受入先として3つの施設がある程度絞り込まれてきているなかで、コーディネーターを考えていけないところでは、やはり機能強化Ⅰ事業所であるところが職員の人数も多いというところではないのかなと思います。

千草会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

藤川委員どうぞ。

藤川委員

凄く安心な計画ができてありがたいと思っています。これは迎え入れる体制なのですが、出向く体制、アウトリーチ型の支援も作っていただくと充実すると思うのですが、またご検討お願いします。

千草会長

はい、ありがとうございます、他にいかがでしょうか。

横山委員どうぞ。

横山委員

いろいろ委員さんたちに気をもんでいた中で、今回のこの計画を目に見える形にさせていただいて私は凄く有り難いなと思いました。今から1番の相談と2番の緊急時の対応をやっていただいて、次に3番の体験の機会・場、4番の専門的人材の確保・養成というふうに先に進めていただく計画も立てていただいています、やっぱりコーディネーター業務というのが凄く大事だと思うので、指定特定支援事業所さんにも頑張ってもらわないといけないと思いますし、その人たちの機能が有効に動くように応援できるシステムができればいいなと思いました。どうもご苦労様でした。

千草会長

はい、ありがとうございます。他の委員さんでご意見等ございましたら。

私から単純な質問なのですが、24時間の対応のコーディネーター業務ですけれども、送迎ですね。お家へお迎えに行つてその施設までということなのですが、これは例えば重度の身体障がいの方、車椅子等、そういう方の送迎も当然できるという、そういう車があるというふうに考えたらよろしいでしょうか。

事務局

障がい福祉課の川北です。会長がおっしゃられるようにそういった課題もあります。スタートからそれがクリアできるかというのは保障ができませんが、そういった課題をお伝えしながらできるところに依頼をしていくというのが今の考え方です。先ほどもお話ししたように運用していくなかでそれぞれ課題は出てくると思うので、まずはこの体制を作つて、骨組みを作つた段階でそのメンバーも決まってくると思うので、その方たちにも整備検討委員会に入つていただき、課題を整理する、地域資源として協力していただける施設を増やしていくなど、この後も整備検討委員会を利用して前に進めればいいのかとは考えております。

千草会長

ありがとうございます。よろしく願いいたします。あといかがでしょうか。かなり具体的に運営を進められてきたなと先ほどの委員さんからもありましたが、そのように感じるところでございますが、どうでしょう。

はい、高鶴委員どうぞ。

高鶴委員

実はうちの利用者さんのお母さんが突然緊急入院されて亡くなって、その後どこで生活していくのかというのをずっと関係者会議でお話をして、支援をさせていただいて、やっと終の棲家というグループホームにたどり着いたのですが、やっぱり生活を含めて計画相談のところが各家庭のいろんな課題をきちんと出してもらっておくと、何かの時には役

に立つと思っておりますので、このシステムを動かしていこうかなと思うと、計画相談のところがやっぱりキーパーソンになってくると思うのです。3つの施設はいいですけども、それは緊急時の受入れについてコーディネーターもついているということで受けてもらえましたが、計画相談のところはじゃあ自分達はいいのだということではなく、やっぱり計画相談のところもこの緊急に受入れた後の関係者会議でどういうふうにしていくかというのを、きちんとわかっていただかないとシステムは動いていかないと思います。以上です。

千草会長

ありがとうございます。あくまで緊急の時ですので、言っていただいたように後の生活をきちんと考えていかないといけないのは当然のことだと思いますし、緊急一時的なことが終わればいいということではないと思います。ありがとうございます。あとどうでしょうか。特にありませんでしょうか。

水谷委員どうぞ。

水谷委員

今、相談員のことのでましたけども、相談員もいろいろな方がおりますので、そこら辺のことも日ごろからやっぱり津市基幹障がい者相談支援センターからも、今もスキルの向上ということで研修やってもらっていますけど、そのところは市からもしっかり発信していただきたいと思います。連携連携というだけでなく、お互いが寄り添う形で津市基幹障がい者相談支援センターとか特定相談というところで、みんなで盛り上げていきたいと思うのと、あともう一つ登録制になっていますが、登録してない方の緊急時というのは高鶴委員が言われたように相談支援事業所が緊急のコーディネーターに連絡を入れてという対応の理解でよかったですかね。

千草会長

ありがとうございます。登録していない方も当然ありますので。

事務局

障がい福祉課の川北です。水谷委員のおっしゃるように事前登録でその方の状況を把握してもらってコーディネーターが対応、その方の同意等を得られれば次のショートステイ先にも情報提供して、可能であればその方達に体験利用もしていただく。ただ登録のないケースは出てくると思います。その部分についても、このショートステイ先をお願いしていくことになると思うのですが、実際の対応の流れというのはもう少し決めていった方がコーディネーターや次のショートステイ事業所にも分かりやすく、そういう部分の組立てによりお互いスムーズにやり取りができると思っています。登録がないケースというのはあ

るだろうなというのはもちろん想定しています。

千草会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、水谷委員どうぞ。

水谷委員

登録していない方とかわかりませんが、もしかしたら登録していない方ほど緊急性が高いお家もあるかなと私は個人的に思うので、そこは相談員と津市基幹障がい者相談支援センターとかが常にやり取りしていかなければいけないのかなというのは個人的に思うことと、あと個人的なことになるかもわかりませんが、機能強化型Ⅰ、Ⅱについて、相談員が事業所の都合で人数が3人いてもだんだん減っていくというようなことも聞いておりますし、どうしても必要なことであれば市の方から事業所の方にも働きかけていながら、メリット制ではないですけど、そういったこともご理解していただくように法人の上の方にも説明していただければありがたいというように思います。

千草会長

ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。浅沼委員どうぞ。

浅沼委員

緊急時の相談、緊急時の受入れということについて、この緊急という言葉が独り歩きして、その方にとっては緊急である、でも乱発して緊急というのを利用してしまうと制度が継続しにくくなるということもあると思います。何を持って緊急と言うかということの一定整理というのもしておく持続しやすいのではないかと思います。以上です。

千草会長

ありがとうございます。どうでしょうか、この点についてご意見ございますか。よろしいでしょうか。いろいろご意見頂きまして、いろんな課題ももう少し具体的に考えなければいけないことも出していただきました。この整備検討委員会で考えていただいたことも、この協議会を出していただいた意見も、具体的に8月からこの事業を進めるということもございますので、事業を進めながらもっといろいろ出てくる問題もあるかと思っておりますので、具体的にとにかくスタートさせて、それでまた良い物にしていけばいいのではないかなというように、今いろいろご意見を伺いまして感じたこととございます。事項書(1)については終わらせていただいてよろしいでしょうか。

そうしましたら、事項書(2)令和3年度各ワーキンググループの報告等についてよろしくお願いいたします。

事務局

津市基幹障がい者相談支援センターの三栗です。画面共有させていただきます。まだ年度途中ですが、令和4年1月までの津市基幹障がい者相談支援センターの研修等活動の報告を簡単にさせていただきます。

資料にありますとおり、人材育成研修におきましては、1月までに第1回、第2回、第3回までが終了しています。第1回は令和3年度に障がい福祉サービスの報酬改定がありましたので、こちらの方を障がい福祉課の職員の方に説明していただくというところで研修を持ちました。第2回に関しては個人情報の取扱いについてということで、サブタイトルに相談支援と法律というふうに付けさせていただいて、今日もご出席いただいているなぎさ法律事務所の弁護士の本委員をお願いしております。相談支援専門員からトラブルを防ぐためにぜひ学びたいという声が上がって、開催させていただいたというところがあります。第3回は基礎から学ぶ介護保険ということで、高齢分野と障がい分野の連携というところが非常に重要になっている中で、まずは基礎的なところをしっかりと学ぼうということで開催させていただきました。こちらの方は三重県介護支援専門員協会の理事である谷口さんに講師をしていただきました。

続きまして事例検討会ですが、3月にもう一度予定をしておりますが、これまでに1回終了しております。内容については、精神障がい疑われるが、他の疾患がある為に自宅から出られなくて引きこもり状態になっている方をどう支援につなげていくかというところでお話をさせていただきました。

その次が相談支援従事者の集いです。これは本年度から始めさせていただいたものであります。相談支援専門員を中心とした相談支援従事者の方に集まっていただき、意見交換をして横のつながりを持っていただくという集いになっております。意見交換だけではなく情報交換の場にもということで、津市基幹障がい者相談支援センターの方に集まってきているいろいろな情報を分かりやすく提供させていただきました。こちらの方もここまでに2回終了しています。

次が三重県相談支援従事者研修の初任者研修と現任者研修の実習になります。こちらの内容は別紙の方で説明させていただきます。最後に自立支援協議会のワーキンググループ会議になります。本年度は3回の開催となっております、ここまでに4つのワーキングが2回ずつ終了しております。こちらの方も別紙で説明をさせていただきます。本年度に関してですが、集合ということができず、これらの研修や会議等は全てZOOMで行わせていただいたところでもあります。残りの期間もいくつか研修等がありますが、そちらの方も全部ZOOMでの開催となっております。それでは別紙の方につきましては委員でもあります津市基幹障がい者相談支援センターのセンター長増田から報告させていただきます。

事務局

津市基幹障がい者相談支援センターの増田です。引き続きご説明させていただきます。三

重県相談支援従事者研修は初任者研修と現任者研修、それぞれ年に1回行われます。津市基幹障がい者相談支援センターが障がい福祉課と連携して、まず相談支援従事者初任者研修の実習を行わせていただきました。期間としましては7月26日から8月19日までの間に津市の事業所から相談支援専門員として、受講生の方が26名いらっしゃいました。26名の方が1度に実習ということが難しかったところがあったので3日に分けて開催を行いました。実習では、まず受講生の方が事前にそれぞれプランを立てるために基本情報を集めていただき、アセスメントしていただいた内容について津市基幹障がい者相談支援センターと障がい福祉課、それから三重県相談支援体制事業のスーパーバイザーの方と一緒にスーパービジョンという形で実施させていただきました。中身については、障がい福祉課より相談支援における津市での手順や様式、書類などの説明等、それから津市地域自立支援協議会についてのお話をさせていただきました。実習にて受講生の方がそれぞれ立てられたサービス等利用計画について、同じように津市基幹障がい者相談支援センター、そして三重県相談支援体制スーパーバイザーの方でスーパービジョンを実施させていただきました。また、講評などは障がい福祉課にさせていただきました。

次に、相談支援専門員になられてから5年経過された方を対象に相談支援従事者現任者研修を実施します。現任者の方は既にご自身でプランを立てて計画相談としてやっていたり、資格は持っているけれども計画相談等の業務には就いておらず5年経過しましたということで受講される方など、津市内の事業所10名の方が参加されました。令和3年11月12日から26日の間に4日間実施で、実習1の方では障がい福祉課からの説明による地域アセスメント、津市内の利用者の方の状況、社会資源、地域課題などについて意見交換を行いました。実習1-②ということで津市自立支援協議会のワーキンググループ会議、ワーキンググループ会議は4つあるのですけれど、実習1の方では相談支援ワーキングを兼ねてということで実施をいたしました。そして実習1-②の方では仕事ワーキング、地域移行ワーキング、精神保健福祉ワーキング、それぞれに10名の方が参加いただきました。相談支援従事者研修の実施の内容についての報告は以上です。

続きまして、今年度実施しましたワーキンググループ会議となります。今年度の4つのワーキングはそれぞれ第3回まで実施予定であります、終了している第2回までの内容をご説明させていただきます。

最初は仕事ワーキンググループ会議ですけれども、こちらの方は第6期の津市障がい福祉計画の重点課題である福祉施設から一般就労への移行にスポットを当て、移行後も長く職場に定着できるようにということで、就労定着支援事業所、津市内に4か所あるのですが、そちらの支援員の方に来ていただきまして、ワーキング会議を行いました。内容としましては福祉施設から一般就労へ移行した人の定着支援の推進に取り組むことと、令和3年度は情報収集という形で今後につなげていく一年とさせていただきます。第1回は津市障がい福祉総合プランを抜粋しました内容の確認であるとか、それぞれの事業所から取組についての報告を頂きました。第2回はハローワークの就労促進指導官の佐藤さんから、ハロー

ワークから見た職場定着の現状と課題についてというお話を伺いました。この時に先ほどお話ししました相談支援従事者現任者研修の受講者の方も参加していただきました。

次の地域移行ワーキンググループ会議について、こちらも第2回まで行いました。地域移行ワーキンググループ会議も第6期の津市障がい福祉計画の重点課題である福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めるため、地域移行の対象となる福祉施設、障がい者支援施設、障がい児入所施設、救護施設の職員の方と相談支援専門員の皆さんとで協議を行いました。第1回では福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査というのが愛知県の方で令和2年に行われた資料を見ながら、皆さんで意見交換を行いました。第2回では障がい福祉課から地域生活支援拠点についてご説明いただきました。体験の機会や場、先々こういったことも考えていくということで、委員の皆さんや相談支援従事者現任者研修でご参加いただいた受講生の方も一緒に意見交換を行いました。

次に相談支援ワーキンググループ会議について、こちらも第6期の津市障がい福祉計画の重点課題である相談支援体制の充実強化を目指して、初任者研修や現任者研修等の実習などを行い、人材育成を行いました。第1回では初任者研修の実習についての振り返りを行いました。そして第2回では先ほどからお話させていただきましたように、現任者研修の地域アセスメントなどをさせていただく場として相談支援ワーキングを開催させていただきました。そのなかで2グループに分かれて意見交換を行い、地域の現状を調べてみて皆さんが感じたことなどの意見交換を行いました。その後、自立支援協議会について障がい福祉課から説明の場も持たせていただきました。

最後に精神保健福祉ワーキンググループ会議ですが、こちらは精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、これは第6期の津市障がい福祉計画にはありませんが第5期の津市障がい福祉計画では位置付けられており、やはりこれについても大切なことです。地域包括ケアシステムの構築を目指した地域移行、地域定着に係る体制の強化について協議を行いました。第1回のワーキングでは地域移行支援のリーフレット、昨年度までにいろいろ出てきた意見を基に、精神科の医療ソーシャルワーカーの方に向けたリーフレット案を作成し、意見交換を行いました。また、情報提供として地域移行支援と通過型グループについてということで、先々津市の方にも事業を展開される予定のあるNPO法人東京ソテリアの職員の方に事業紹介をしていただきました。第2回では第1回で皆さんから意見を頂いた地域移行支援リーフレットについて、完成した物の確認を行い、医療の連携と退院に向けての方向性ということで、実際に支援をしている計画相談事業所と一般相談支援事業所、それぞれの相談支援専門員の方に来ていただいて事例検討を行いました。こちらのほうは相談支援従事者現任者研修の受講生の方も受講していただきました。あと残り第3回の各ワーキンググループ会議を3月末までに行う予定です。説明は以上です。

千草会長

はい、ありがとうございます。4つのワーキンググループの第2回までの報告を丁寧に

説明していただきました。この報告に関しまして何かご質問等がございますか。ございましたら手を挙げていただくかそのまま発言してください。分かりやすく説明頂きましたので特に質問はないかと思われま。それでは事項書（２）各ワーキンググループの報告等はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。事項書（３）にその他というのがございますけれども、事務局の方からその他はありますでしょうか。

事務局

はい、障がい福祉課長でございます。よろしいでしょうか。事務局の方から皆様にご報告させていただきたい案件がございますので、お時間を頂きたいと思。います。

本市が設置し指定管理にて管理運営を行う事業所とし、たるみ作業所、まつぼっくり作業所、むくの木ワーク、コスモス作業所、はくさん作業所及びはくさんホームがございますが、昨年、令和３年８月１０日開催の市議会全員協議会で、今後の本市の障がい福祉サービス事業所の管理運営の在り方をお示しし、この２月１５日にその考え方について津市議会へ資料の送付を行いましたのでご報告させていただきます。

初めに、８月１０日の全員協議会では、本市が設置する障がい福祉サービス事業所６か所全てが、利用者にとって非常に重要な事業所であり、今後も事業の継続が必要と考えていますが、障がい福祉サービス事業の分野は民間事業者による事業参入が非常に進んでいることから、公平性に配慮した上で、民間のノウハウやアイデア等を最大限活用するという津市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき取組を進めることとしました。

このような考えの下、現在、６か所の事業所は指定管理制度に基づき、津市社会福祉事業団が管理運営を行っていますが、本市の事業所の管理運営を、民間事業者へ任せ、土地建物の譲渡又は賃貸借を検討することとし、コスモス作業所については浸水想定区域内に位置し、また、著しく老朽化が進んでいることから、とことめの里一志の敷地の一部を建設候補地として、土地建物の譲渡又は賃貸借を検討することを津市議会全員協議会にお示ししました。

また、全員協議会后、令和３年８月から１０月までの期間で、６か所の事業所の利用者やその家族、地域住民及び同様のサービスを行う事業者に対し、延べ８回の説明会を開催し、様々なご意見を頂いています。

その後、頂いたご意見を踏まえ、利用者にとって非常に重要な事業所である本市の事業所６か所全てが、今後も現在の支援を長期的かつ安定的に継続できる体制の確保ができるよう、事業所を分割せず一体的な事業として運営する事業者に譲渡又は賃貸借することとし、たるみ作業所及びコスモス作業所は譲渡、まつぼっくり作業所、むくの木ワーク、はくさん作業所及びはくさんホームの４つの施設は賃貸借で整理することを、２月１５日に津市議会へ資料送付いたしました。

なお、現在の指定管理期間については、今年、令和４年３月３１日までとなりますが、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年間、引き続き津市社会福祉事業団が指

定管理者として管理運営を行うこととなりますので、今後も引き続き利用者やその家族のご意見などもお聞きし、本市の事業所6か所の管理運営の在り方について進めてまいりますので、ご報告させていただきます。

今後も津市地域自立支援協議会開催時に経過等ご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

千草会長

津市社会福祉事業団の大きな問題かなとは思いますが、ここで議論ということではございませんので、経過はこの自立支援協議会の中で報告を頂くということではございますので、皆さん方に今のお話を認識いただきたいというところです。ありがとうございます。

事務局

障がい福祉課の川北です。連絡事項なのですが、協議会終了後、障がい者差別解消専門部会を行いたいと思います。協議会に参加されておられる委員のうち10名の方が専門部会の委員でありますので、このままZOOMを切らずに会議終了後もそのままお待ちください。よろしくお願いいたします。

千草会長

ありがとうございます。自立支援協議会はこれで終わらせていただきます。ご苦労様でした。